共同事業体協定書兼委任状

平成 年 月 日

三重県知事のあて

共同事業体名 代表者 所在地 商号等 代表者氏名

印

電話番号

件名 首都圈営業拠点運営事業

上記件名の企画提案コンペに参加するため、共同事業体を結成し、三重県との間における下記事項に関する権限を代表者に委任して申請します。

なお、当該件名の落札者となった場合は、各構成員は業務の遂行及び当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

担りる損務の履行に	
共同事業体の名称	
	代表構成団体
共同事業体の代表	所在地
者(受任者)	商号等
	代表者
共同事業体事務所	
所 在 地	
	構成団体
共同事業体	所在地
の構成団体	商号等
(委任者)	代表者
共同事業体の成立、 解散の時期及75季	届出の日から契約の履行期間終了後3か月を経過する日まで。た
	だし、当共同事業体が上記件名の落札者とならなかった場合はただ
	ちに解散します。
解散の時期及び季	
解散の時期及び委任期間	また、当共同事業体の構成員の脱退又は除名については、事前に
解散の時期及び委 任期間	
	また、当共同事業体の構成員の脱退又は除名については、事前に
任期間	また、当共同事業体の構成員の脱退又は除名については、事前に 書面による三重県の承諾がなければこれを行うことができないも
	また、当共同事業体の構成員の脱退又は除名については、事前に 書面による三重県の承諾がなければこれを行うことができないも のとします。
任期間	また、当共同事業体の構成員の脱退又は除名については、事前に 書面による三重県の承諾がなければこれを行うことができないも のとします。 1 契約の締結に関する件
任期間 委任事項	また、当共同事業体の構成員の脱退又は除名については、事前に 書面による三重県の承諾がなければこれを行うことができないも のとします。 1 契約の締結に関する件 2 経費の請求・受領に関する件
任期間	また、当共同事業体の構成員の脱退又は除名については、事前に 書面による三重県の承諾がなければこれを行うことができないも のとします。 1 契約の締結に関する件 2 経費の請求・受領に関する件 1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできませ
任期間	また、当共同事業体の構成員の脱退又は除名については、事前に書面による三重県の承諾がなければこれを行うことができないものとします。 1 契約の締結に関する件 2 経費の請求・受領に関する件 1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。